

和光市告示第294号

和光市パートナーシップ及びファミリーシップの届出に関する要綱を次のように定める。

令和4年12月22日

和光市長 柴崎 光子

(目的)

第1条 この告示は、和光市において、一人一人が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、パートナーシップ及びファミリーシップの届出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人であって、当該二人のうち一方又は双方の性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は性的指向が異性のみではないものである二人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップを形成する二人のうち一方又は双方と生計を一にする子（養子を含む。）又は親（養親を含む。）その他市長が認める者が家族として協力し合う関係をいう。

(届出の要件)

第3条 パートナーシップの届出ができる者は、パートナーシップを形成する二人が、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市長に届出をする日（以下「届出日」という。）において、市内に住所を有していること（届出日後3月以内に市内への転入を予定している場合を含む。）。
- (3) 互いに近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合は、この限りでない。
- (4) 配偶者（婚姻を届け出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと又は当該届出をしようとするパートナーシップを形成する二人以外の者とパートナーシップの届出若しくはそれに類するものをした状態にないこと。

(届出の方法等)

第4条 パートナーシップの届出は、当該届出をしようとするパートナーシップを形成する二人が共に窓口において、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することによ

って行うものとする。この場合において、当該届出書は、パートナーシップを形成する二人の連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) パートナーシップを形成する二人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日前3月以内に発行されたものに限る。）（前条第2号の市内への転入を予定している者にあつては、その事実を確認できる書類）
- (2) パートナーシップを形成する二人の戸籍全部事項証明、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類（届出日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の届出をした者がファミリーシップの届出をしようとするときは、当該者は、届出書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該届出書は、当該届出をしようとするファミリーシップを形成する全ての者の連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) ファミリーシップの届出をしようとするファミリーシップを形成する者のうちパートナーシップを形成する二人以外の者の生計が当該二人のうち一方又は双方の生計と一であることが確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第1項第1号及び第2号に掲げる書類並びに前項第1号に掲げる書類により証明すべき事項を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 市長は、第1項又は第2項の届出があつたときは、当該届出をした者（以下「届出者」という。）に次の各号のいずれかを提示させることにより、本人確認を行うものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

5 第1項又は第2項の届出に係る届出書においては、市長が特に必要があると認める場合は、当該届出に係る者の戸籍上の氏名に通称（氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用しているものをいう。）を併記することができる。

6 届出者に前条第2号の市内への転入を予定している者があつた場合は、当該届出者が市内に転入をしたときは、転入後速やかに第7条第1項の届出をしなければならない。（受理証明書等又は受付票の交付）

第5条 市長は、前条第1項又は第2項の届出があつた場合は、内容を審査し、適当と認

めたときは、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（様式第2号）及び和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード（様式第3号。以下「受理証明書等」という。）に、当該届出に係る届出書の写しを添えて届出者それぞれに交付するものとする。この場合において、届出者が、第3条第2号の市内への転入を予定している者であったときは、受理証明書等に代えて、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票（様式第4号。次項において「受付票」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項後段の規定により受付票の交付を受けた者から前条第6項に規定する届出があったときは、受理証明書等を交付するものとする。ただし、市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（受理証明書等の再交付）

第6条 前条の規定により受理証明書等の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、受理証明書等を破損し、又は紛失したときは、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（様式第5号）を市長に提出することにより、その再交付を受けることができる。

（届出内容の変更）

第7条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届（様式第6号。この条において「内容変更届」という。）を市長に提出し、被交付者にあつては、受理証明書等を返還しなければならない。

- (1) 第4条第1項又は第2項の規定による届出の内容のうち、住所の変更があつたとき。
- (2) 第4条第1項又は第2項の規定による届出の内容のうち、氏名、通称の変更があつたとき。
- (3) 第4条第1項又は第2項の規定による届出の内容のうち、電話番号の変更があつたとき。
- (4) 第4条第2項の規定による届出の内容のうち、ファミリーシップを形成する者の人数に変更があつたとき。
- (5) 第4条第2項の規定により届出をしたファミリーシップを解消したとき。

2 内容変更届には、次の各号に掲げるときに応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当するとき 転居した者の住民票の写し
- (2) 前項第2号に該当するとき 氏名の変更があつた者の戸籍個人事項証明
- (3) 前項第4号に該当するとき 届出者のうち一方又は双方の生計と同号の規定により追加する者の生計が一であることを確認することができる書類

3 市長は、内容変更届の提出があつたとき（第1項第3号及び第4条第6項の規定により届出があつたときを除く。）は、変更後の受理証明書等を当該届出者に交付するもの

とする。

- 4 第1項第4号に該当する場合における内容変更届の提出にあつては、当該届出をしようとする変更後のファミリーシップを形成する全ての者の連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 5 第4条第3項から第5項までの規定は、内容変更届の提出について準用する。この場合において、第4条第3項中「前2項の規定にかかわらず、第1項第1号及び第2号に掲げる書類並びに前項第1号に掲げる書類により証明すべき事項」とあるのは「前2項の規定にかかわらず、第7条第2項各号に定める書類により証明すべき事項」と、同条第4項及び第5項中「第1項又は第2項の届出」とあるのは「第7条第1項の届出」とする。

(受理証明書等の返還)

第8条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（様式第7号）を市長に提出し、受理証明書等を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 届出者の一方が死亡したとき。
- (3) 届出者の一方が受理証明書等の返還を希望するとき。
- (4) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき（転勤、親族の介護その他のやむを得ない事情により届出者の一方が一時的に転出した場合を除く。）。

(無効となる届出)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する届出は、無効とする。

- (1) パートナーシップを形成する二人のうち一方又は双方にパートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。
 - (2) 届出書その他提出書類等の内容に虚偽があつたとき。
 - (3) 第3条各号の規定に反するとき（転勤、親族の介護その他のやむを得ない事情により届出者の一方が一時的に転出した場合を除く。）。
 - (4) 第4条第6項の規定による届出が市長が定める期限までに提出されないとき。
 - (5) その他不正な手段により受理証明書等の交付を受けたこと又は受理証明書等を不正に使用したことが判明した場合で、市長が必要があると認めるとき
- 2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受理証明書等の交付番号（受理証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。
 - 3 届出者は、第1項の規定により届出が無効となったときは、受理証明書等を市長に返還しなければならない。

(配慮事項)

第10条 職員は、当該制度の推進に当たっては、この告示の趣旨を尊重し、届出の当事

者に十分配慮するものとする。

(周知等)

第11条 市長は、届出の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年1月10日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。